

令和7年第4回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 令和7年5月2日（金）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会（開 議） 令和7年5月2日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1番 折 中        智 君  | 3番 縫 部 逸 都 君      |
| 4番 池 脇 雅 彦 君       | 5番 向 田 清 一 君      |
| 6番 末 吉 克 巳 君       | 7番 安 竹        正 君 |
| 8番 光 岡 美 里 君       | 9番 中 川 ゆかり 君      |
| 10番 柚 木        喬 君 | 11番 奥 村 富士雄 君     |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長）  |                   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（1名）

2番 岡 村 繁 範 君

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|            |                |
|------------|----------------|
| 町        長 | 吉 田 隆 行 君      |
| 技        監 | 小 田 嘉 幸 君      |
| 総 務 部 長    | 西 谷 伸 治 君      |
| 企画財政課長     | 山 本        保 君 |
| 税務住民課長     | 小 路 朱 美 君      |
| 建 設 課 長    | 山 下 秀 雄 君      |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------------|----------------|
| 議会事務局長 | 榎 尾 伸 君 |
| 主 事 | 梅 田 勝 平 君 |

~~~~~○~~~~~

## 8. 議 事 日 程

### 議 事

|         |        |                                         |
|---------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第 1   |        | 「会議録署名議員の指名」                            |
| 日程第 2   |        | 「会期の決定」                                 |
| 日程第 3   |        | 「常任委員会委員の選任について」                        |
| 日程第 4   |        | 「議会運営委員会委員の選任について」                      |
| 日程第 5   |        | 「議会広報調査特別委員会委員の選任について」                  |
| 日程第 6   |        | 「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙<br>について」         |
| 追加日程第 1 |        | 「閉会中の継続調査について」                          |
| 日程第 7   | 議案第30号 | 「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の<br>承認を求めることについて」 |
| 日程第 8   | 議案第31号 | 「町民ひろば外壁等改修工事請負契約の締結につ<br>いて」           |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（榎尾 伸君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（榎尾 伸君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） はいじゃあ、皆さん、続いて御苦勞さまでございますが、ひとつよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、10番柚木 喬議員、11番奥村富士雄議員、1番折中 智議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3「常任委員会委員の選任について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、指名いたします。

総務厚生委員会委員に、2番岡村繁範議員、4番池脇雅彦議員、6番末吉克巳議員、8番光岡美里議員、10番柚木 喬議員、12番川本英輔議員、建設文教委員会委員に、1番折中 智議員、3番縫部逸都議員、5番向田清一議員、7番安竹 正議員、9番中川ゆかり議員、11番奥村富士雄議員をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名しましたように、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

なお、それぞれの常任委員会の正副委員長は、坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

これより、それぞれの委員会ごとに互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

再開は10時15分とさせていただきます。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時15分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) ただいま、各委員会で互選されました正副委員長を報告します。

総務厚生委員長に8番光岡美里委員、総務厚生副委員長に4番池脇雅彦委員、建設文教委員長に7番安竹 正委員、建設文教副委員長に3番縫部逸都委員、以上でございます。

以上で、日程第3「常任委員会委員の選任について」を終わります。

日程第4「議会運営委員会委員の選任について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、坂町議会委員会条例第4条の2及び第6条第2項の規定により、議長において、3番縫部逸都議員、4番池脇雅彦議員、6番末吉克巳議員、7番安竹 正議員、8番光岡美里議員、9番中川ゆかり議員の6名をそれぞれ指名いたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名をしました6名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

なお、議会運営委員会の正副委員長は、坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

これより、委員会で互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

再開は10時25分とさせていただきます。

(休憩 午前10時16分)

(再開 午前10時20分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長に9番中川ゆかり委員、副委員長に3番縫部逸都委員、以上でございます。

以上で、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を終わります。

日程第5「議会広報調査特別委員会委員の選任について」の件を議題といたします。お諮りいたします。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、坂町議会広報発行に関する規程第4条第2項の規定により、議長において、1番折中 智議員、2番岡村繁範議員、3番縫部逸都議員、4番池脇雅彦議員、6番末吉克巳議員、8番光岡美里議員、10番柚木 喬議員の7名をそれぞれ指名いたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名しました7名の議員を議会広報調査特別委員会委員に選任することと決定をいたしました。

なお、坂町議会広報発行に関する規程第5条第2項の規定により、正副委員長を互選することとなっておりますので、これより委員会で互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前10時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、議会広報調査特別委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長に6番末吉克巳委員、副委員長に2番岡村繁範委員、以上でございます。

以上で、日程第5「議会広報調査特別委員会委員の選任について」を終わります。

日程第6「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」の件を議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、本議会から1名の広域連合議会議員を選出することとなっております。

お諮りいたします。

選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、選出の方法は議長による指名推選で行うことに決定をいたしました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、坂町議会において慣例により、総務厚生委員会の委員長が務めることとなっておりますので、光岡美里議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました光岡美里議員を当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名をしました光岡美里議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました光岡美里議員が議場におられます。

坂町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、日程第6「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時33分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

先ほど各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、坂町議会
会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とす
ることに決定をいたしました。

追加日程第1「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、調査終了までの閉会中の継続調査とすることに、御異
議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに
決定をいたしました。

以上で、追加日程第1「閉会中の継続調査について」を終わります。

お諮りいたします。

これから、町側からの案件に入りますので、説明員の出席を求めたいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、説明員の出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は10時40分とさせていただきます。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時40分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和7年第4回坂町議会臨時会が開会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、2件の案件について御審議をいただくものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第30号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第30号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正及びマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備に伴う改正でございます。

その他の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分ですが、中身を見させていただきましたら、先ほど町長から説明ありましたように、内容としましては4つぐらいあるんでしょうか。まず1つ目が条番号変更。例えば第2条第15項を第16条に読み替えるなどの法改正に伴う文言の調整で、2つ目が新基準の原付のバイクの軽自動車税が既存の50cc、原付1種と同じ2千円になる。3つ目が障害者などの減免申請における提出書類としてマイナンバーカード提示が求められるようになってるとなると、4つ目が坂町内の特定マンションの管理組合は住居人の代表としてまとめて管理組合から必要書類を坂町に提出申請することができる固定資産税の軽減の対象となる。こういった4つありますが、非常にこの議案第30号の一部改正する条例案、非常にボリュームがありますが、この4件、条番号で新基準の原付バイクで、障害者など減免申請を受けるマイナンバーカードで、4つ目が特定マンションの管理組合、この4つが一部改正の詳細でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

先ほど末吉議員がおっしゃられたとおりの改正が主な項目ではございますが、あともう一つ大きい項目としましては、平成30年7月豪雨に係る被災固定資産税に係る減免が令和6年度で終了したことも盛り込まれておりますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 毎回、聞いておりますけれども、専決処分をした理由を、もう一度、説明してください。

○議長（川本英輔議員） 小路課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

専決処分をさせていただいた理由といたしましては、税条例の一部改正をする必要があったんですけれども、議会を招集するいとまがなかったため、専決処分とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第30号は原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第31号「町民ひろば外壁等改修工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第31号「町民ひろば外壁等改修工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者12社を指名をいたし、4月28日に指名競争入札を執行いたしました結果、2億7,995万円で蜂谷工業株式会社に落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務部長。

○総務部長（西谷伸治君） それでは、概要について御説明申し上げます。

町民ひろばは平成5年3月の竣工以来、32年が経過しております。タイル下地の

モルタルの浮きやタイルの欠損、外壁の損傷部から雨水の漏水も散見されております。

このことから、昨年、詳細設計を実施し、先日行った入札の結果、蜂谷工業株式会社と、昨日、仮契約を行い、本議会で議決をいただきました後には、直ちに改修工事に取りかかる次第となっております。

工事内容といたしましては、外壁改修につきましては4,265平米、防水改修3,330平米、塗装833平米の改修を行うものでございます。

外壁の改修につきましては、複合改修工法を取り入れまして、これは劣化部のみでなく、健全部も含む外壁全体を保全する工法となっております。

劣化部分のみを補修する在来工法と比較しまして、外壁の仕上げ材、タイルの剥落事故に対する信用度が非常に高くなっております。この工法で施工された建築物の大きな剥落事故は報告されておられません。

具体的には、アクリルゴムと専用ネットによりまして既存の外壁を覆いまして、アンカーピンでコンクリート躯体にしっかり決着させるという手法となっております。

アクリルゴムは伸縮性と防水性に優れておりまして、剥落防止に加えまして、水などの劣化因子の侵入を防止することができ、防水効果、建物の劣化を抑制する効果が期待されております。

資料1といたしまして、改修を行う施設の位置図、また、資料2から7が各方面から見た外壁改修後の完成予想図となっております。

なお、工事の施工に当たりましては、役場庁舎に来られる方々、また、近隣の住民の方々の御迷惑にならないよう、事前にしっかり周知をさせていただきまして、工事期間中につきましては、警備員などを配置するなど、安全対策に十分配慮しながら工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 全協でも説明がありまして、質問答弁いただきましたが、本会議でも質問させていただきます。

昨年の12月の全員協議会のほうで、この町民ひろば外壁全面改修の説明がございました。そのときは調査結果を踏まえての報告がありまして、2億4千万円かかると

いう報告がございました。このたびの議案の金額が約2億7,900万円で、約3,900万円上がっておりますが、その理由を教えてくださいませんか。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務部長。

○総務部長（西谷伸治君） お答えいたします。

昨年の12月の全協で説明させていただきましたときは、工法を選定するに当たって、おおよその概算で2億4千万円とさせていただきました。要は全面張替えとの差を見るための概算の積算をしております。その後、工法が決定し、その後、詳細な設計を行いました。やはり人件費等の高騰によりまして、この金額が高額となったというふうに認識しております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 12社の指名入札ということでしたが、これ、蜂谷工業株式会社に決まったという、入札の参加は何社ぐらいだったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 本件の入札につきましては、電子入札で実施をいたしまして、2社ほど応札をされております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） これも先ほど答弁いただきましたが、また昨年の12月の全員協議会の説明でありましたが、施工中、気候指数の影響を受けやすい、あと変更するタイルの背面に水が入ると膨れる可能性がある、そういった状況のデメリットの部分の説明がありました。その分はこのたびの2億7,900万円のほうでは、実際はどんな感じになるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務部長。

○総務部長（西谷伸治君） お答えいたします。

施工時のそういった雨水、また、高温による外壁の膨れなどの懸念材料ですが、業者等と協議しました結果、そういった事案はないように施工するとともに、過去の実績でそういったことはあまり見受けられないというところを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 入札に応じた会社が2社ということだったんですが、世間では全然再入札するようなことも起きてるんですが、ここ辺の原因というのは何があるのか、分かれば聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 入札につきましては、辞退されている業者さんたくさんいらっしゃいますけども、辞退理由をお伺いいたしておりませんので、もともと、今、電子入札で、県のシステムで入札を行っているんですけども、辞退される場合に、辞退理由を入力する欄もございません。ですので、町といたしましては、辞退理由は把握はできないような状況になっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和7年第4回坂町議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

これから次第に暑さに向かってまいります。皆様方におかれましては御自愛をくださいますとともに、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和7年第4回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（槇尾 伸君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（槇尾 伸君） 互礼。

（閉会 午前10時55分）